

和束町高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成金交付決定(却下)通知書

第 年 月 日 号

様

和束町長



年 月 日付で、交付申請のあった高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成金について、下記のとおり交付決定(却下)したので、和束町高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成事業実施要綱第5条の規定により通知します。

記

交付決定に関する事項	
交付決定額	円
支払方法	口座振込
支払予定日	年 月 日
却下に関する事項	
却下の理由	

(教 示)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に和束町長に対し異議申立てをすることができます。(この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てができなくなります。)また、この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に和束町を被告として(訴訟において町を代表する者は和束町長となります。)提起することができます。(この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。)ただし、この決定について上記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に取消しの訴えを提起することができます。